

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年3月3日

担
当

東京労働局労働基準部
安全課長 三浦 玲
主任安全専門官 成田 光志
副主任安全専門官 野上 浩一
電 話 03(3512)1615

令和7年度年末・年始 SafeWork 推進強調期間について ～労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果～

東京労働局（局長 増田嗣郎）は、令和7年度年末・年始 SafeWork 推進強調期間（令和7年12月1日から令和8年1月31日まで）における取組の一環として、東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る自主点検を実施し、その結果を取りまとめましたので公表します（別添）。

自主点検については、東京労働局管内の10,000事業場を対象として実施しました。有効回答数は1,982事業場（19.8%）でした。

【結果の概要】

- 1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の取組
 - (1) 労働者の「転倒」を防止するためハード・ソフト両面の対策を実施している事業場の割合は11.4%（225事業場）、（アウトプット指標50%以上）。
 - (2) 小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する何らかの安全衛生教育を実施している事業場の割合は86.2%（687事業場）、（アウトプット指標80%以上）。
- 2 高年齢労働者への労働災害防止対策の取組
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合は34.0%（673事業場）、（アウトプット指標50%以上）。
- 3 業種別の労働災害防止対策の取組
 - (1) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合は91.9%（68事業場）、（アウトプット指標85%以上）。
 - (2) 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）において、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は47.8%（947事業場）、（アウトプット指標45%以上）。

* アウトプット指標：第14次東京労働局労働災害防止計画において事業場において実施する事項を定めたもの

(3) 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合は 90.4% (151 事業場)、(アウトプット指標 60%以上)。

【今後の取組】

東京労働局では、事業場における労働災害防止対策の徹底が図られるよう第 14 次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組を進めてまいります。特にアウトプット指標が現状のままでは達成が困難と考えられるもの (1(1)、2) についてはより一層各種取組を実施してまいります。

別添

1 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果

参考

年末・年始 Safe Work 推進強調期間各種取組事項

【主な取組事項】

- 1 各労働災害防止関係団体に対する取組要請
局長から文書により各労働災害防止団体 (113 団体) の長宛て取組要請。
- 2 安全衛生パトロール等の実施
 - (1) 東京労働局長と建設業労働災害防止協会東京支部長との合同による建設現場パトロールの実施 (令和 7 年 12 月 4 日)
 - (2) 各労働基準監督署では、本期間中に建設現場に対して集中指導を実施。
- 3 「令和 7 年度 第 2 回 TOKYO 小売業 SAFE 協議会」を開催 (令和 7 年 1 月 22 日)
- 4 「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」表彰式の開催 (令和 7 年 12 月 1 日)
- 5 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施
東京労働局管内の 10,000 事業場を対象に、労働災害防止対策の取組について、事業場の自主的な改善を促すため、自主点検を実施。

労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果

1 目的

「令和7年度年末・年始 SafeWork 推進強調期間」における取組の一環として、事業場の自主的な改善を促すため実施しました。

あわせて、本自主点検結果について、第14次東京労働局労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度までの5か年計画）のアウトプット指標（以下「アウトプット指標」という。）と比較しました。

2 自主点検対象事業場及び回答事業場

(1) 対象事業場

東京労働局管内の事業場から10,000事業場を対象として実施しました。

(2) 回答事業場

(ア) 全業種

回答事業場2,237事業場（回答率22.4%）のうち、回答時点で事業場を廃止又は都外に移転していない事業場は1,982事業場（回答率19.8%）でした。

(イ) 小売業及び社会福祉施設

回答時点で事業場を廃止又は都外に移転していない事業場は797事業場（回答率16.2%）でした。

(ウ) 建設業

回答時点で事業場を廃止又は都外に移転していない事業場は74事業場（回答率29.5%）でした。

(工) 陸上貨物運送事業

回答時点で事業場を廃止又は都外に移転していない事業場は74事業場（回答率15.6%）でした。

(才) 製造業

回答時点で事業場を廃止又は都外に移転していない事業場は167事業場（回答率18.5%）でした。

3 実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月31日までとしました。

4 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果

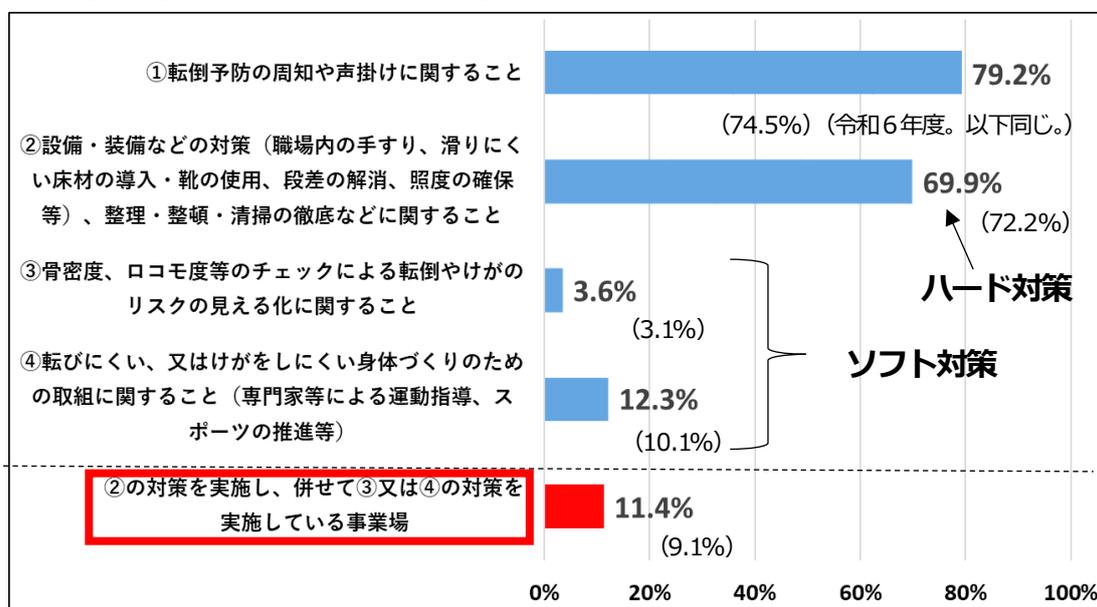
(1) 転倒災害防止対策について

アウトプット指標

転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

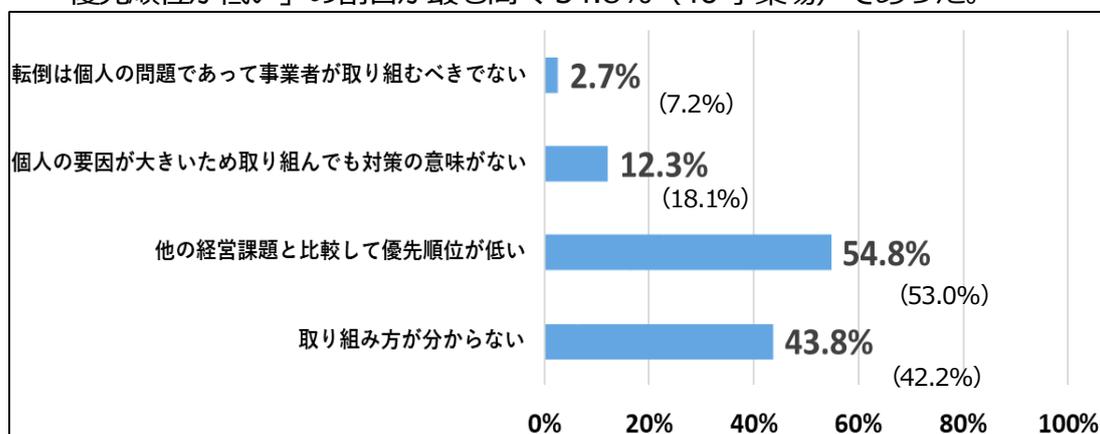
(ア) 労働者の「転倒」を防止するための対策に取り組んでいますか（複数回答）

回答した事業場のうち、何らかの転倒防止対策に取り組んでいる事業場は96.3%（1,909事業場）であり、ハード対策を実施している事業場は約7割であるものの、ハード・ソフト両面の対策を実施している事業場は11.4%（225事業場）と、アウトプット指標である50%を下回った。



(イ) 「転倒」を防止するための対策に取り組んでいない理由（複数回答）

転倒防止対策に取り組んでいない理由については、「他の経営課題と比較して優先順位が低い」の割合が最も高く54.8%（40事業場）であった。



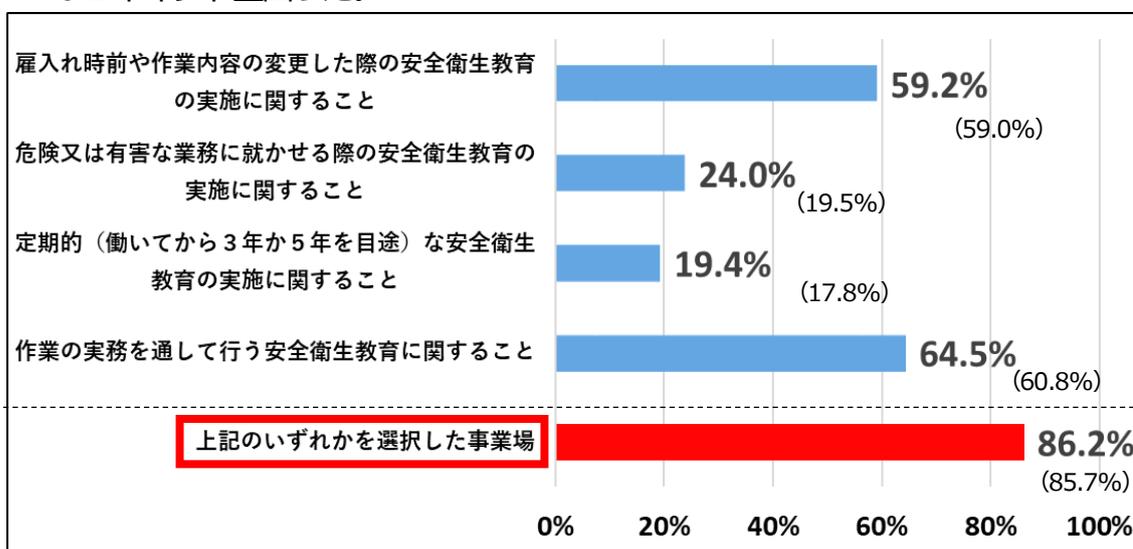
(2) 安全衛生教育の実施率について（小売業、社会福祉施設）

アウトプット指標

小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

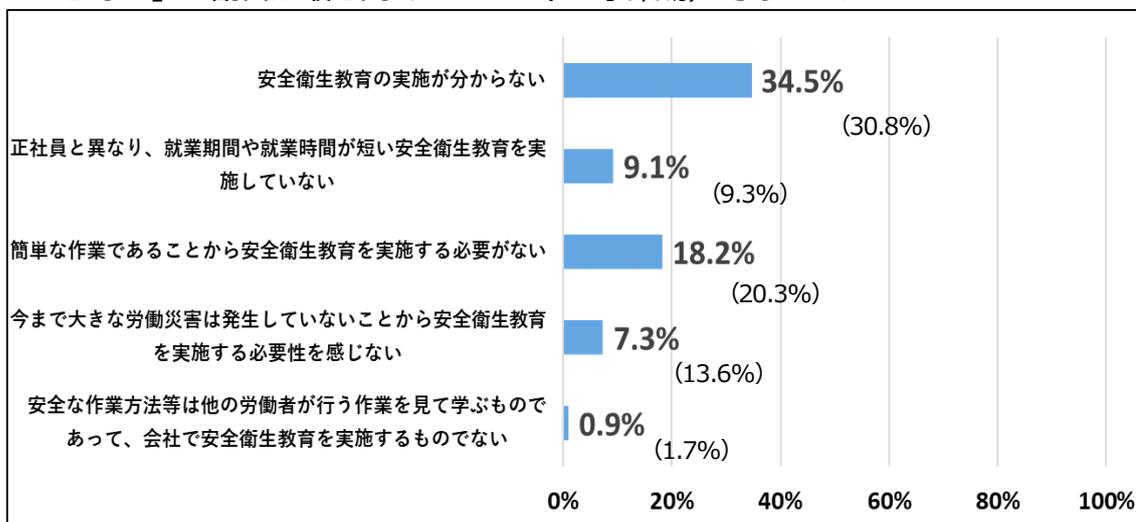
(ア) 正社員以外（派遣社員、パート及びアルバイト等）の労働者に安全衛生の教育を実施していますか（複数回答）

回答した小売業、社会福祉施設の事業場のうち、何らかの安全衛生教育を実施している事業場は86.2%（687事業場）と、アウトプット指標である80%を6.2ポイント上回った。



(イ) 安全衛生教育を実施していない理由（複数回答）

安全衛生教育を実施していない理由については、「安全衛生教育の実施が分からない」の割合が最も高く34.5%（38事業場）であった。



5 高齢労働者への労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果

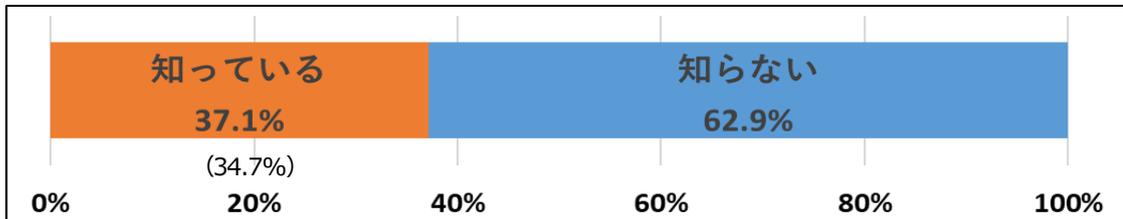
(1) 高齢労働者への労働災害防止対策について

アウトプット指標

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発 0316 第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

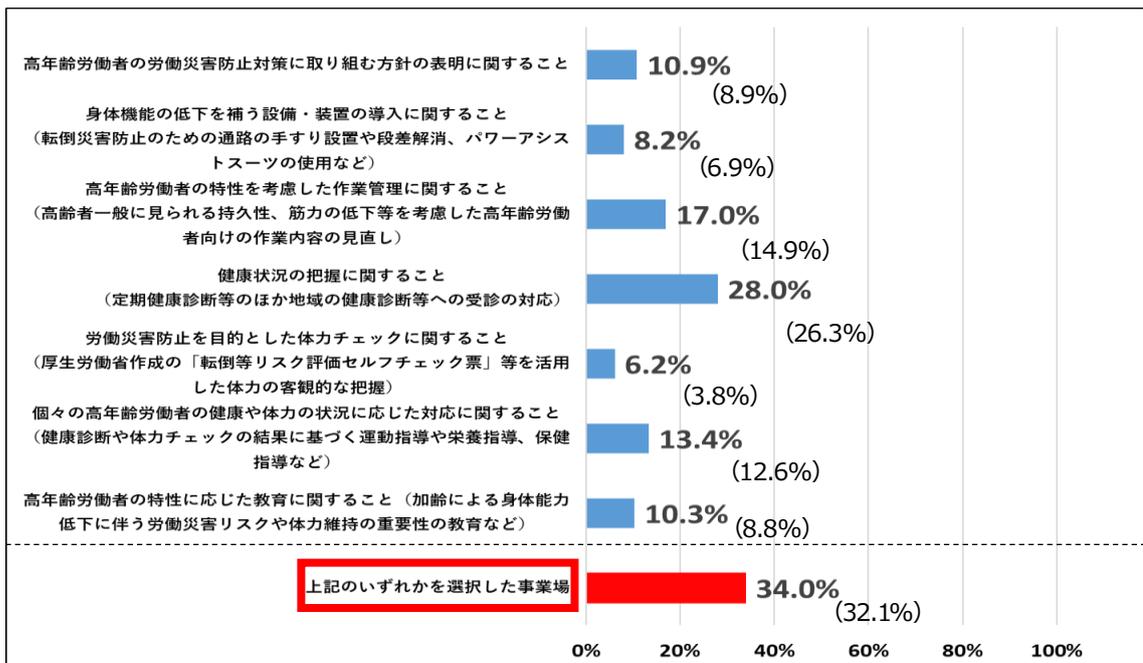
(ア) エイジフレンドリーガイドラインを知っていますか

回答した事業場のうち、エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は37.1%(736事業場)であった。



(イ) エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施していますか(複数回答)

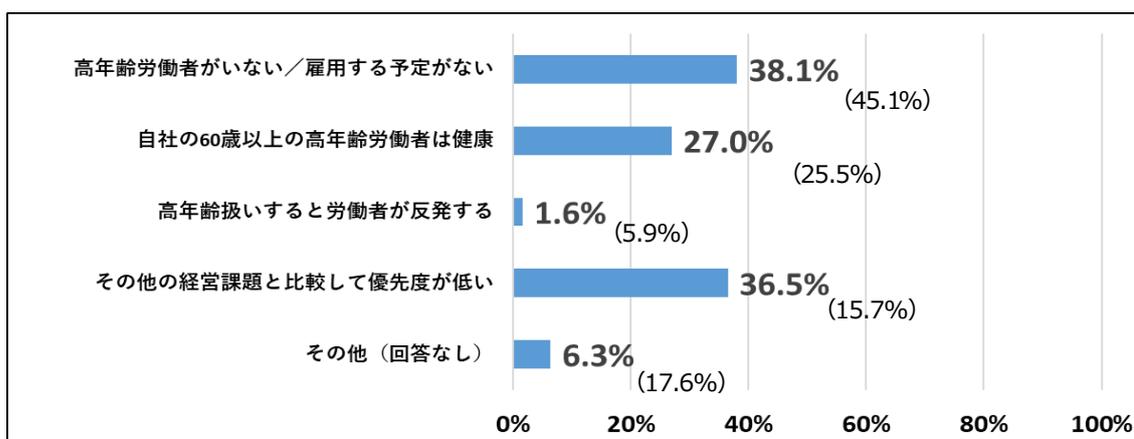
上記(ア)で「知っている」と回答し、かつ、何らかの取組を実施している事業場は34.0%(673事業場)と、アウトプット指標である50%を下回った。



**(ウ) ガイドラインは知っているが同ガイドラインに基づく取組を行っていない理由
(複数回答)**

上記 (ア) で「知っている」と回答した事業場のうち、上記 (イ) の選択肢を選択していない、同ガイドラインに基づく取組を行っていない事業場は 63 事業場であった。

さらに、それらの事業場が同ガイドラインに基づく取組を行っていない理由については、「高年齢労働者がいない／雇用する予定がない」が最も高く 38.1% (24 事業場) であった。



6 業種別の労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果

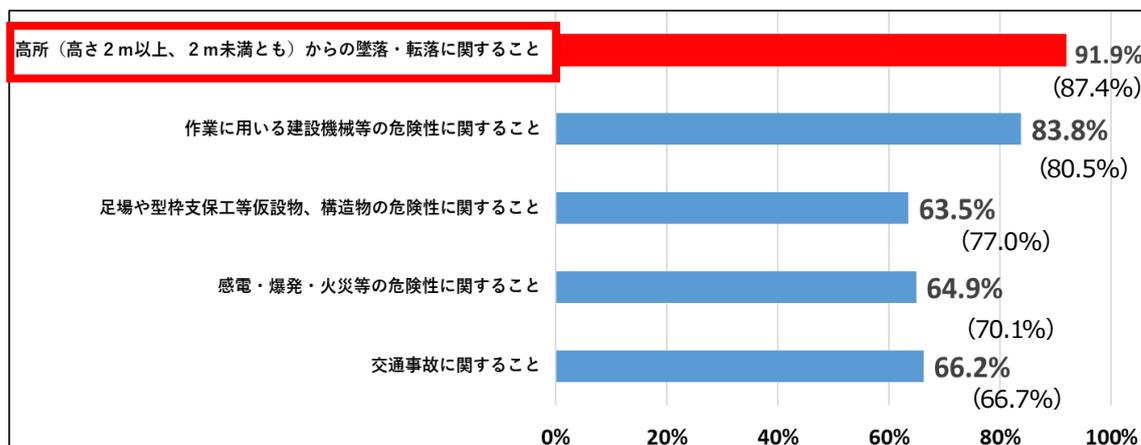
(1) 建設業

アウトプット指標

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。

・建設業においてリスクアセスメントに取り組んでいますか (複数回答)

回答した建設業の事業場のうち、高所 (高さ 2 m 以上、2 m 未満とも) からの墜落・転落の防止に関するリスクアセスメントに取り組んでいる事業場の割合は 91.9% (68 事業場) と、アウトプット指標である 85% を 6.9 ポイント上回った。



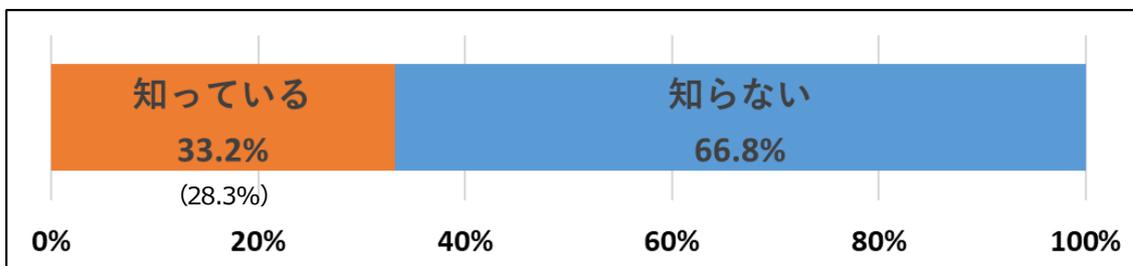
(2) 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）

アウトプット指標

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。

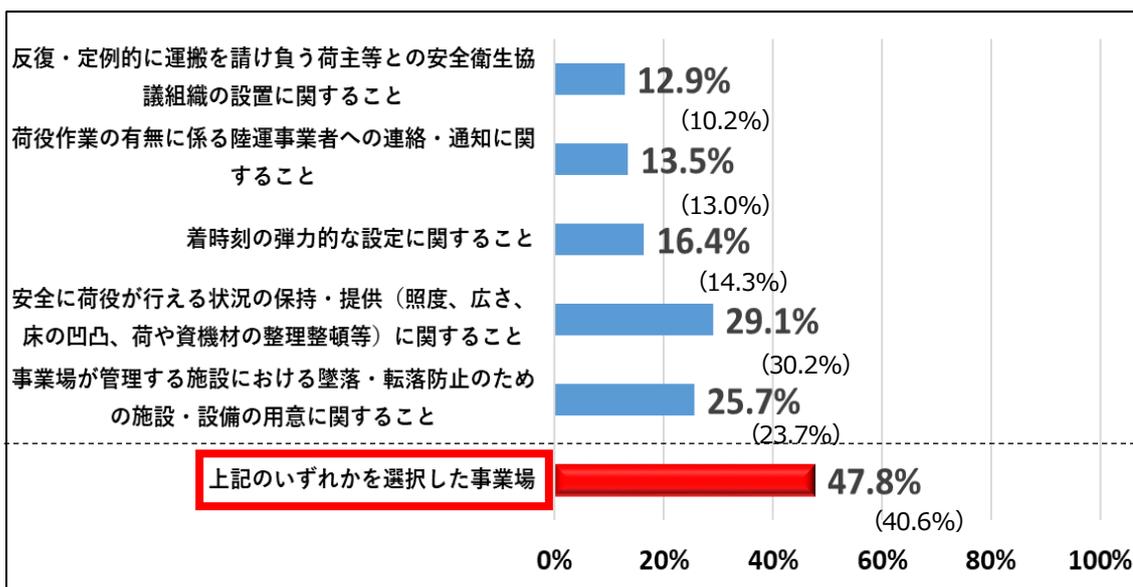
(ア) 荷役作業における安全ガイドラインを知っていますか

回答した事業場のうち、荷役作業における安全ガイドラインを知っている事業場は 33.2%（658 事業場）であった。



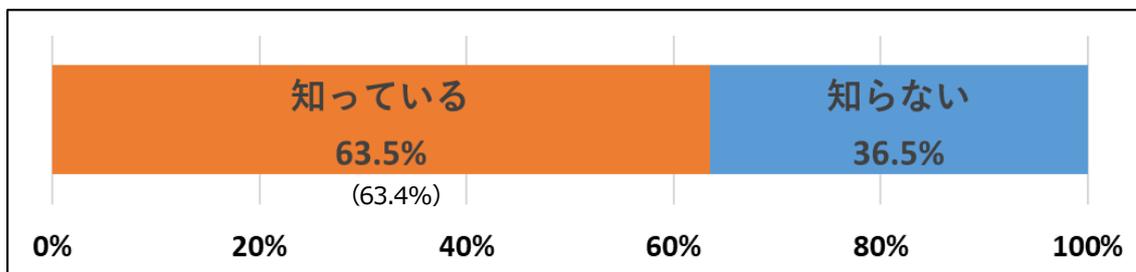
(イ) 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく「荷主等」として、ガイドラインの措置を実施していますか（複数回答）

回答した事業場のうち、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は 47.8%（947 事業場）と、アウトプット指標である 45%を 2.8 ポイント上回った。



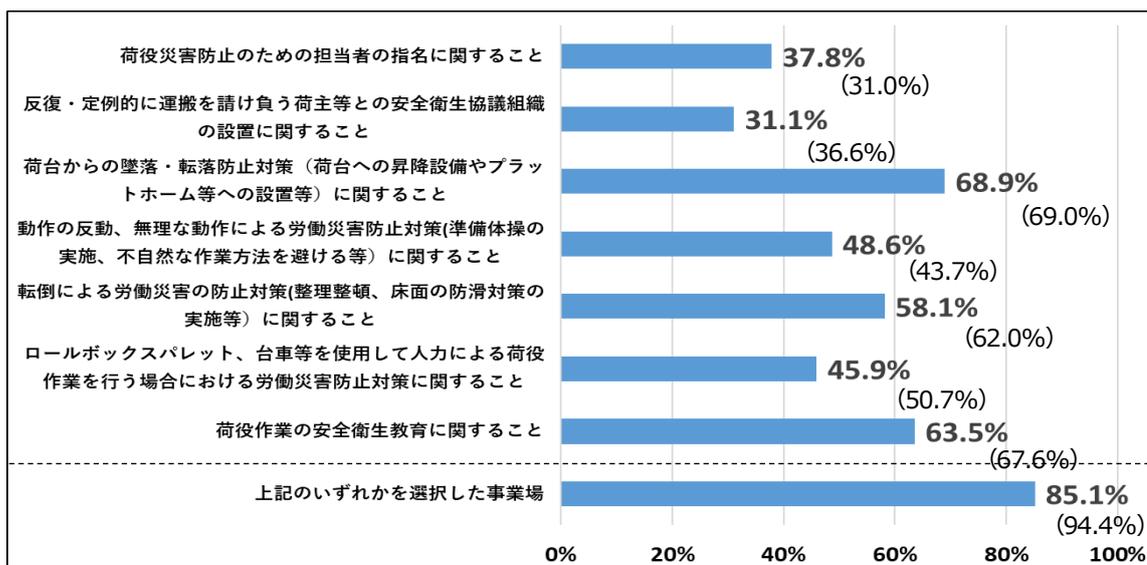
(ウ) 陸上貨物運送事業において「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を知っていますか

回答した陸上貨物運送事業場の事業場うち、上記（ア）で「知っている」と回答した事業場は63.5%（47事業場）であった。



(エ) 陸上貨物運送事業において「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施していますか（複数回答）

また、回答した陸上貨物運送事業場のうち、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は85.1%（63事業場）であった。



(3) 製造業

第14次東京労働局労働災害防止計画において目標とするアウトプット指標
機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合
を2027年までに60%以上とする。

・機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいますか（複数回答）
回答した製造業の事業場のうち、選択肢に記載されている何らかの対策を実施し
ている事業場の割合は90.4%（151事業場）と、アウトプット指標である60%を
30.4上回った。

